

消費税の簡易課税制度

Q : 消費税には、原則課税と簡易課税があるようですが、簡易課税はどのように計算するのですか？

A : 次のように計算します。

【解説】

消費税の簡易課税制度とは、基準期間(前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の事業者に適用が認められている制度で、課税売上高から納付税額を計算するというものです。

算式は、次のとおりです。

$$\text{納付税額} = \text{課税売上高} \times 5\% - \text{課税売上高} \times 5\% \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は、会社の事業内容によって次のように定められています。

- ・ 第1種事業(卸売業)・・・90%
- ・ 第2種事業(小売業)・・・80%
- ・ 第3種事業(農林漁業、建設業、製造業等)・・・70%
- ・ 第4種事業(飲食店、金融・保険業等)・・・60%
- ・ 第5種事業(運輸・通信業、不動産業、サービス業)・・・50%

注) 2種類以上の事業を営んでいる場合には、原則として事業の種類ごとの売上げに対する消費税額にみなし仕入れ率を掛けた金額の合計額が、仕入れにかかる消費税額になります。

なお、簡易課税制度を選択する場合には、その事業年度の開始の日の前日までに、簡易課税選択届出書を提出しなければなりません。

